第157回大阪市ヘイトスピーチ審査会　議事要旨

１　日　　時　　令和８年６月15日（月）午前９時30分～正午
２　場　　所　　市役所本庁舎　屋上階Ｐ１会議室
３　出 席 者
（１）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員
小畑会長、興津委員（ウェブ会議の方法で出席）、松本委員、森委員
（２）大阪市職員
渡辺市民局理事、堀田市民局ダイバーシティ推進室長、村上市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、松田市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長
４　議　　題
（１） 第 156 回会議要旨の確認
（２） 新規案件の調査審議
（３） 継続案件の調査審議
５　議　　事
非公開で行った。
冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が即時に伝わることを確認した。
議題（１）第155回会議要旨の確認
〇第155回の会議要旨を確定した。
議題（２）新規案件の調査審議
〇新規案件２件の諮問を受け、事務局から説明を受けた。
〇今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。
議題（３）継続案件の調査審議
〇継続案件のうち４件について、調査審議を行った。
〇４件のうち２件について、次回以降引き続き審議することとした。
〇案件番号「令７－２」に係る表現活動について、次のとおり、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。
・本件表現活動については、条例第５条第１項第１号該当性については判断を保留する。
・本件表現活動については、条例第２条第１項第１号及び第２号に規定する表現活動には該当しない。
〇案件番号「令７－職３」に係る各表現活動について、次のとおり、一部については、条例第５条第１項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。
・本件表現活動については、条例第５条第１項第１号に掲げる表現活動に該当する。
・本件表現活動については、条例第２条第１項第１号及び第２号に規定する表現活動には該当しない。

以上